

令和8年度 学校の部活動に係る活動方針

1 活動の方針

知、徳、体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生徒がスポーツや芸術文化活動を楽しむことで、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かな人生を実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにする。

生徒の自主的・自発的な参加によって行われ、学校教育の一環として教育課程との連携を図るとともに、生徒が健康で安全にスポーツ活動や文化的活動等を行い、教職員の負担が過度とならないよう、適宜、指導及び是正を行う。

2 休養日・活動時間について

ア 休養日：週1日以上以上の休養日を徹底しながら、年間平均で週当たり2日以上以上の休養日の設定に努める。

イ 1日の活動時間：資格取得や校内外での実習及び競技の特性等を考慮し、できるだけ短時間に、合理的かつ効率的、効果的な活動を行う。

(1) 平常日（月～金）は、放課後から18時30分までとする。

(2) 休日・長期休業中は、8時～17時までのうち半日程度とする。但し、練習試合や遠征等を除く。

(3) 考査1週間前ならびに考査期間中は、原則、活動禁止とする。

(4) (3)に該当する場合であっても近日中に大会がある場合に限っては、届出により校長の許可を得たうえで、1時間程度活動することができる。また、その他必要な場合には、協議による。

3 活動のきまり

ア 部活動は、任意加入となったが運動部または文化部に所属し、継続的に活動することが望ましい。

イ 部顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出するとともに、当該部の生徒・保護者への情報提供を行う。

ウ 上記イについて、教職員、部活動指導員、保護者、外部指導者等が共通理解を図る機会を設ける。

エ 部顧問や指導者の確保、生徒の安全確保の観点から、部活動総数の維持を図り、安易な増部は認めない。

オ 部活動の廃止については、生徒総会の承認と校長の決裁により行うことができる。

4 その他

ア 部顧問は、AEDの所在と使用手順を毎年確認すること。

イ 部室の整理整頓に心がけ、貴重品管理を徹底すること。